令和８年度市役所本庁舎内チャレンジャー育成事業実施事業者募集要項

１　事業概要

市役所本庁舎内地下のスペース（以下、「地下スペース」という。）を、起業家のためのチャレンジショップとして活用し、本格的に街で飲食業を開業する前段階として、試験的に飲食業を運営していただくことにより、起業家育成を図ります。

２　チャレンジショップ概要

（１）所在地：吹田市泉町１－３-40　吹田市役所中層棟地下１階　地下スペース

（２）店舗面積：87.2 ㎡

（うち、行政財産目的外使用許可面積は厨房部分の 12.18 ㎡で、それ以外のスペースはフリースペース)

３　募集概要

（１）事業期間

令和９年３月１日（月）～令和 10 年１月中旬(予定)

（２）使用料及び光熱水費等

ア　使用料：月額 12,545 円

（ただし、使用期間中に使用料を改定する場合があります。）

イ　光熱水費：出店者負担

（ア）電気代：メーター使用量に基づく面積按分による負担とする。

（イ）ガス代及び水道代：各メーター使用量に基づく負担とする。

ウ　ごみ処理費用：出店者負担

（３）出店者の条件

店舗を必要とする飲食業で、地下スペースでの出店を希望する者とし、次に掲げる各条件を備えている者とする。

ア　店舗営業時間

開庁日（月曜日から金曜日まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び１月２日、３日、12 月 29 日から 31 日は除く。）は原則無休とし、午前８時 30 分から午後６時 30 分までの時間内で営業するものとする。ただし、午前 11 時 30 分から午後２時までの時間は必須とする。

イ　店舗形態

（ア）市長が指定する日から店舗運営ができること。

（イ）店舗運営に必要な許認可を取得していること。（又は、店舗運営開始日前日までに取得見込みであること。）

（ウ）フランチャイズ契約に基づくフランチャイジー（加盟店）としての出店

でないこと。

（エ）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する風俗営業又は性風俗特殊営業に該当する事業を営む者は除く。

（オ）酒類の提供をしないこと。

ウ　対象者の範囲

（ア）新たに飲食業を起業する個人であり、現在、事業をしていない者。

（イ）チャレンジショップでの事業終了後、吹田市内の商店街を中心とした商業集積地等において、引き続き本格開業をする意思を持っていること。

（ウ）市民税を完納し、滞納がないこと。

（エ）店舗運営に必要な自己資金を有していること。

（オ）申し込みをしようとする個人が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条に掲げる暴力団員に該当しないこと。

（カ）「ア　店舗営業時間」に定める営業時間等の運営体制を確保できること。

（キ）市役所本庁舎内チャレンジャー育成事業運営規程に定める事項を遵守できる者。

エ　その他

ごみ処理については出店者が廃棄物処理業者と契約の上、適正に処理をすること。

（４）事業スケジュール

ア　募集期間　　令和８年 10 月 26 日（月）～令和８年 12 月 11 日（金）

※募集期間中、創業にかかる相談等を実施します。

※応募多数の場合は書類選考を実施します。

イ　現地説明会　　募集期間中、随時実施します。

事前予約の上、必ず出席してください。

連絡先：地域経済振興室　商業担当

（ＴＥＬ）06-6170-2370　（ＦＡＸ）06-6384-1292

ウ　選定会議　　令和８年 12 月 23 日（水）午後（予定）

※応募者によるプレゼンテーションを実施していただきます。

エ　出店者決定　　令和８年 12 月下旬～令和９年１月上旬（予定）

オ　出店準備　　令和９年１月下旬以降（別途通知）

カ　店舗オープン　令和９年３月１日（月）（出店者と調整の上決定）

４　応募方法

応募方法は下記のとおりです。なお、応募の際に提出いただいた書類については返却いたしません。

（１）提出書類

ア　市役所本庁舎内チャレンジャー育成事業申請書【様式第１号】
イ　市役所本庁舎内チャレンジャー育成事業計画書【様式第２号】
ウ　市役所本庁舎内チャレンジャー育成事業収支計画書【様式第３号】
エ　申立書【自由様式：出店者の条件に相違ないことを申し立てる書類】
オ　市民税の納付又は非課税を証する書類

（２）提出方法

上記（１）提出書類を、地域経済振興室の窓口へ提出してください。
（郵送不可）
なお、ア～ウの書類は地域経済振興室の窓口で入手するか、ホームページから様式をダウンロードし、申請してください。

（３）受付期間

令和８年 10 月 26 日（月）～令和８年 12 月 11 日（金）
午前９時から午後０時、午後０時 45 分から午後５時 30 分
（土、日、祝休日は除く。）
※応募書類は、締め切り期限に余裕を持って提出してください。

５　選定会議の開催等

応募のあった申請書類については、応募資格を満たしていることなど確認した上で、応募多数の場合は書類選考を実施します。令和８年 12 月 23 日（水）午後 に開催予定の選定会議においてプレゼンテーションを実施していただきます。結果については、12 月下旬～１月上旬に応募者あてに個別に通知します。
選定する基準は、以下のとおりです。

（１）起業目的や動機、起業者の資質から事業意欲が感じられること
（２）起業に対して必要な知識や情報の習得並びに事業内容や技術の発展等について意欲的であること
（３）事業内容及び技術等について、話題性、独創性を有した事業内容を構築する意欲をもっていること
（４）公序良俗に反することなく、チャレンジショップでの事業終了後も市内において継続的な事業活動が見込まれること
（５）事業実施に係る事業経費及び費用積算根拠が、事業計画に見合ったものであること
（６）事業実施に係る資金調達計画が実現可能なものであること

６　その他

（１）提出書類の中の事業計画書については、できるだけ詳しく御記入ください。
（２）提出いただいた個人情報は、本事業のみに使用し、それ以外の目的には一切使用しません。また、吹田市個人情報保護条例に基づき適正に管理します。
（３）審査及び決定に関する異議・問合せには一切応じません。

7　申込み・問合せ先

吹田市 都市魅力部 地域経済振興室 商業担当

〒564-8550　吹田市泉町１－３-40

（ＴＥＬ）06-6170-2370　（ＦＡＸ）06-6384-1292